

◆利用の申込み◆

申込み方法

- 公民館を利用する場合は、使用の日の属する月前6月から使用日前7日までに、直接中央公民館にて申込みをしてください。また、責任者の印鑑を持参してください。
- 申込み受付時間は開館日の午前9時～午後5時までです。
- 電話、郵送による申込みは正規の受付としません。

利用の許可・使用料の納付

- 申請書により適当と認めるとき許可書を交付します。
- 使用料は許可書交付と同時に納付してください。
- 利用の際は必ず許可書を職員に提示してください。

使用料の減免・還付

- 規則により教育委員会が適当と認めるときは使用料を減免することがあります。
- すでに納めた使用料は、市条例で定めた特別の場合のほか還付しません。

利用の取消し等

- 利用の取消しや変更する場合は、利用日7日前(ホールについては20日前)までに手続きをしてください。

利用の制限

- 次の場合は利用を許可しません。
 - 1 公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。
 - 2 管理上支障のあるとき。
 - 3 設置の目的に反し、教育委員会が不適當と認めるとき。

許可の取消し等

- 次の場合は、利用条件の変更・利用停止、又は、利用許可を取消すことがあります。
 - 1 条例や規則に違反したり、教育委員会の指示に従わないとき。
 - 2 利用許可の条件に違反したとき。
 - 3 教育委員会が不適當と認めるとき。

利用上の注意事項

- 利用者は次の事項に注意し、守ってください。
 - 1 利用する施設の定員を超えないこと。
 - 2 許可を受けないで、定められた場所以外で火気を使用し喫煙をしないこと。
 - 3 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、釘打ちをしないこと。
 - 4 許可を受けないで物品を販売したり、販売の目的で物品を展示しないこと。
 - 5 許可を受けた以外の部屋に入ったり、器具等を使用、移転しないこと。
 - 6 管理上必要が生じた時は職員の指示に従うこと。
 - 7 利用が終わったときは、直ちに原状に回復すること。
 - 8 建物、設備、備品等を損傷したときは、直ちに公民館に届け出ること。